

第十三回国会
衆議院

法務委員會議録 第二一號

昭和二十六年十二月十四日(金曜日)

午後一時三十七分開議

出席委員

委員長 佐藤 昌三君

理事北川 定務君

角田 幸吉君

高橋 英吉君

吉田 弘君

田方 廣文君

加藤 充君

出席國務大臣

法務總裁 大橋 武夫君

出席府委員

法制意見長官 佐藤 達夫君

檢察(法務府法制意見第二局長) 林 修三君

委員外の出席者

專門員 村 教三君

專門員 小 貞一君

十二月十四日

加藤充君が議長の名で委員に補欠選任された。

本日の會議に付した事件
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律案(内閣提出第四号)
檢察行政に関する件

○佐藤委員長

これより會議を開きます。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律案に

ついて、前會に引續き質疑を行います。この際政府より、本法案の提案理由に付隨して若干の説明をいたしたいという發言を求められておりますから、これを許します。佐藤法制意見長官。

第一類第四号

法務委員會議録第二号 昭和二十六年十二月十四日

○佐藤(達)府委員 ここに私どもの方の第二局長が参つておりますから、局長の方から詳しく御説明をいたさせます。

○林府委員 それでは私から、このボツダム命令の今回の措置の概要につきまして御説明を申し上げます。

本日現在で、いわゆるボツダム緊急勅令に基づき個々のボツダム命令が現在なお効力を持つて存在しておりますものが、私どもの計算いたしますところでは、百四十四件と相なっております。この百四十四件のボツダム命令を、昨日提案理由の御説明で申し上げました通りに、大体各省各部別におけまして、改正存続させるとか、あるいはそのまま存続させるとか、あるいはは廃止する、こういう措置を大体とる見込みになつておるわけでありまして、それで各省別には、大体幾つの法案にこれをわけて出しますか、これにつきましては、目下のところまだ関係方面と折衝中でございますので、確定的なことは申し上げられませんが、大体の構想を申し上げますと、總理府関係のボツダム命令につきましては、總理府がいろいろの特種の部局を含んでおるところでございますし、国会の方の委員も幾つかにわかれております関係も

ございまして、總理府関係は全部をまとめて一本にいたしませんで、大体外局別にわけようかと存じております。そういう関係で、總理府関係につきましては、ボツダム命令の措置の法案は、ただいまのところの心組みでは、總理府本府及び自治庁の関係を一本にいたします。それから全国選挙管理委員会関係を一本にする。国家公安委員会の関係を一本にいたします。公益事業委員会関係を一本にいたします。賠償庁、特殊調達庁、この總理府関係は、六件の法案にわけてこの措置を法律案に規定したいと考えておるわけでございます。

法務府関係は、これは全体を一本にいたしまして、大体法務府関係として法案をつくるつもりでございます。

それから外務省関係でございますが、外務省関係も大体一本にいたすつもりでございます。外務省関係につきましましては、いろいろ特殊の事情もございまして、法案の提出はほかのものに比べまして多少遅れる見込みでございます。

それから大蔵省関係は非常に件数が多いいのでございまして、大体これを二つに今わけることになっております。大体大蔵省関係は一本にまとめますけれども、連合國財産の処理の関係、ドイツ財産の処理の関係、これにつきましましては、ただいまのところまだ多少実は関係方面との折衝上問題が残されておりますので、この関係だけは七件ばかりでございますが、わけて独立の法

案として多少遅れて大蔵省関係の中で出ることになるかと存じております。

それから文部省関係は、もちろん一本で処理いたします。

それから農林省関係は、これは国会の委員会が農林委員会と水産委員会の二つにわかれております関係上、農林関係と水産関係の二本にわけて法律案をつくる予定でございます。

それから通産省関係は一本で出すつもりでございます。

それから運輸省、労働省、建設省、経済安定本部の関係はそれぞれ一本出すつもりでございます。

それから郵政省と電気通信省でございますが、その両方に関係いたしましたボツダム省令が一本ありますので、郵政省と電気通信省を一本にいたしまして一つのボツダム命令の措置の法律案を一本出すつもりでございます。

以上申し上げましたこのボツダム命令を規定いたしました法律案が合計二十件でございます。多少提出の時期については前後いたしますが存じますが、二十件出る見込みになつておるわけでございます。

この二十件の法案で大体現在あります百四十四件のボツダム命令のうち百十五件のボツダム命令の措置を規定いたしますつもりでございます。あと残りが二十九件あるわけでございますが、この二十九件につきましては、さらにいろいろ検討を要するボツダム命令がございますので、これは今申しましたものと別個の関係で、たと

えば団体規正法とか、あるいは航空法でありますとか、あるいは地方自治法でありますとか、そういうようなものの関係と非常に関連いたしますので、そういう法案、あるいはそういうものの改正法案に関連いたしまして処置をいたすつもりで、この二十九件だけは別途また研究中でございます。そういうような大体の心組みにいたしております。

それで前にもどりますが、先ほど申し上げました約二十件のボツダム命令の措置の法案で百十五件のボツダム命令の措置をいたしますが、その大体の内訳を申し上げますと、一府政府の心組みといたしましては、そのまゝの形で存続させるものが大体二十二件、それから一部改正をいたしまして存続させるものが二十二件、廃止いたしますものが七十一件、こういうことに考えております。またその個々の二十二件なり、七十一件の内訳につきましては、またその必要がございしますれば御説明申し上げます。大体の心組みはこういうふうに出ておるわけでありま

す。それからこの今の、百十五件、あるいは二十九件と先ほど申し上げましたが、そのほかのきのうの提案理由の御説明のときにちよつと触れましたけれども、過去六年におきまして、他の法律命令を廃止いたしましたボツダム命令が実は三、四十件ございしますが、その中で附則の経過規定がなお生きておるものが若干あるわけでありまして、こ

の附則の経過規定だけどうしですか、この点につきましては、この中の罰則等の規定が残っております約十八件だけ、ただいま申し上げました二十件の法律の中にそれ／＼規定をいたしまして、将来に向けて効力を存置させる、こういう心組みにいたしております。

○大橋國務大臣 政府といたしましては、ボツダム政令にして、この緊急勅令を廃止いたしました際に、有効に成立したしております母法であります緊急勅令の廃止いかんにかかわらず、有効に存続するものという解釈をとつて、この法案を立案いたしました次第でございます。

○佐瀬委員長 引續いて質疑の通告がありますので、これを許します。鍛冶良作君。

○鍛冶委員 昨日法制意見長官に承つておつたのですが、總裁がお見えになつたので、總裁からあらためてお聞きしたいと思ひます。この法案を見ますと、第一項ではいわゆる勅令五四二号を廃止する、こうなつておる。これはいわゆる俗に言うボルの親法律なんですから、これは当然講和條約効力発生と同時に廃止すべきものだといふお考えから出たのだらうと思ひます。そういういたしますと、親がもうすでに廃止すべきものだから、それから出て来た子も、黙つておれば当然廃止になるべき運命じやないか、こう思われるのであります。第二項によりますと、片つ方の方では廃止するといひながら、片つ方では効力を有すると、こゝなつておりますから、どうもこの点は私の今言うことと違つた考えで来られるのではないかと思ひますが、そこで原則として、いわゆるボルの全部が当然効力あるものというお考えであるのか、廃止になるものであるのか、ここでこういう法律を置くとか、あらため

てやるべきものだと、こういうお考えのもとに立案せられておるか、これを聞きたいのであります。

○大橋國務大臣 政府といたしましては、ボツダム政令にして、この緊急勅令を廃止いたしました際に、有効に成立したしております母法であります緊急勅令の廃止いかんにかかわらず、有効に存続するものという解釈をとつて、この法案を立案いたしました次第でございます。

○鍛冶委員 もちろん私も、いやしくも法律として出ておきますから、これを廃止するといひない限り、法律として置くものと、こう思つてはおるのです。そういう形式論ではないのです。そうではあるけれども、ほんとうはこれはもう占領の目的のためにできおる法律であるから、占領目的がなくなつた以上は、これはなくなるものだ。しかし占領目的がなくなつても、これを置くことがいから置くのだと、こゝをお考えなのか、それとも黙つておつてもこれは当然有効なのだ、こゝういふお考えなのか、こゝういふ点です。

○大橋國務大臣 この考え方といひましては、元來ボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令の件といふこの緊急勅令は、占領を前提としてできたものでございまして、占領が終了いたしました際には、当然これは廃止すべきものであらうと存するものであります。もとよりこれを廃止するにつぎましては、廃止の手續を必要とする考えます。その措置が今回の法案になつたものでございまして、それからこの緊急勅令に基いて出ておきますいわゆるボツダム政令は、数々あるわけでありま

が、これらの中には占領に伴つて当然に廃止してしまふべきものが相当にあると考へます。そういうものは廃止をいたしたいと思ふのであります。が、これは廃止の手續をとらなければ有効に存続すると解釈をせられれば、それからそこではつきりその廃止の旨を明らかにいたしたいといふのであります。それから改正すべきものは、この機会に改正をいたす。そして何らの措置を講じないものは、本來の法律解釈をいたしましては、何らかの措置をとるまでは有効に存続するものと認められます。しかし何分規定の内容を見ますと、これらは占領といふことを前提にしてでき上つたものでございまして、占領終了の際において、實際問題としてその内容を検討いたして、将来引續き存続すべきものは存続するといふ措置を講ずることが、独立に伴う国内の法制の整備という上からいつて、適當であらうと思ふわけでございます。従ひまして、その手續のとれないものは百八十日限りで効力を失うといふことを、この法律によつて明らかにいたしたいと思ふのであります。

○鍛冶委員 たいへん明瞭になりました。まことにけつこうだと思ひます。今總裁がおつしやるようなことでしたら、百八十日たつたらみななくなるのだと書くべきものを、これではいかにもみんな残つて効力があるように読めるのですが、百八十日だけはあるけれども、その間に処置をとらなかつたら、これはすべてみな効力を失うものだ、こゝを表現すべきものではないかと思ふのです。裏からいへばそうだけれども、どうも前には「廃止する」

となつておりますから、少し平仄が合ふぬように心得ます。

○大橋國務大臣 これはお考え方はまことにごもつとも存じます。が、私どもがこの案を書きました気持ちを申し上げてみますと、勅令第五百四十二号に基づく命令といふものは、別に法律による廃止または存続の措置がなされない場合においては、法律として効力を有するものである、但しその期間は百八十日といふことにしておる、こゝういふつもりを書いたわけでありま

○鍛冶委員 そこで承りたいのは、いわゆる存続に関する処置であります。が、政府としては国会に対して、平和條約の効力が発生して独立国になつたが、なおこれをこのまゝの法律としておいてよからうか、こゝういふことで御諮問なさる意思ではないかと思ひます。それとまた法律だから一通りこゝういふものをやるというつもりか。これも先ほどの答弁から見まして、大分わかつてはいるやうであります。が、お聞きしたいと思ひます。

○大橋國務大臣 これは政府の権限によりまして法案を提案するといふわけでございます。もちろん政府が提案いたします以外に、各省関係の法案につきまして、国会において独自の立場から御提案をいただくこともけつこうであります。また政府の提案に対しまして、国会の御審議によりまして適切な修正をなされるということも、これは当然あり得ることと考へます。

○鍛冶委員 その次にどういふ根拠で百八十日とおきめになつたのですか。

○大橋國務大臣 この百八十日というのは深い根拠はありません。一応この通常會、つまり今期国会の継続中といふことを予定いたしましたわけでございます。いつごろまでこの国会が続きまするかといふことは、今後の議案御審議の状況によつて国会が御決定になることとございまして、まずこれには二つの未決の要素があると思ひます。一つはいつ講和條約が発効するかといふこと、このことも未決でございます。そしてその後においてこの国会はどのくらい續くかといふ国会終了の時期も未決でございます。この二つの未決の事柄を加味いたしまして、百二十日から百八十日くらいの間を予定しておけば、その間に大体今期国会の御審議は終了するのではなからうか、こゝういふ意味でございまして、政府としては、これらの法案に対する廃止または存続の措置といふものは、すべてこの国会の継続中に終了したいといふ趣旨で百八十日と書いたわけでございます。實際問題としては多少ゆとりをとつておきますが、この意味はこの国会の継続中という程度の意味でございます。

○鍛冶委員 ちよつとわかりかねました。が、この国会中といふことになれば、なるほど六箇月であります。これは講和條約の効力を発生してから六箇月といふことになるのですから、この国会といふことは大分離れていゝと思ふ。効力が発生してから六箇月といふことになつてゐるのですから、今總裁のお答えになつたのがその意味ならば、ちよつと違つたように思ひます。

○大橋國務大臣 講和條約が効力を發した後百八十日、すなわち六箇月とし

ておけば、その間には幾ら長くてもこの国会は終るであらう、こういう意味であります。

○鑑治委員　そこでお聞きしたいのは、この廃止は問題はないと思ひますが、問題は存続です。存続に関する処置は、ただいま総裁の御説明から申しますと、独立になつた後において、もつと言ひかえれば占領政策というのがなくなつたときにおいて、これを法律として置くかどうかというのをきめるということでありするから、おそれく講和條約が発効した後に於いて存続の法律案を御提出になるものと思ひますが、それとも何かほかにお考えがありますれば、明瞭にお願い致します。

○大橋國務大臣　これは大体講和條約が発効後の事態を予想いたしまして、できるだけ早く御審議を煩わしておくことが適當であると考えますから、できるだけ早く講和條約発効前に提出いたしまして御審議をいたしたいと存じます。

○鑑治委員　そうすると先ほどの御説明とちよつと食い違つて来るようです。占領政策がなくなつたので、この法律を置くかどうかということとをきめる、但し講和條約が発効すると同時に、もう全部なくなるということになると、空白時代が来ますから、そこで百八十日という期間を認められたものと思ひますから、ほんとうに存続させるかどうかということは、今の御趣旨から言つて、講和條約効力発生の後であるべきものと思ひますが、そこをもう一応伺ひたい。

○大橋國務大臣　私どもの希望といつたしましては、講和條約効力発生後また

は存続の措置がなされ、その法律による措置に従つて廃止または存続のことが行われることは、講和條約効力発生と同時に、あるいはその後なるべくすみやかにやうあることが望ましいと思ひます。この第二項におきまして、そういう措置がなされない場合には百八十日間に限り法律として効力を有すると書いてあります。その意味で、そういう措置に関する法律案が提案されまして、国会の御審議が相當期間にわたつて元政令が効力を失つてしまふことのないようにいたしたい、こういう趣旨でございます。なるべく百八十日間は、効力発生後といへども前の政令をそのままにしておきたいという意味で書いたのではなく、できるだけ早く新しい措置に切りかへるべきものであります。しかしそれは国会の御審議も十分にいたさなければならぬ、こう考えますので、その御審議の期間という意味で百八十日をのべておいてあります。その百八十日というのには、百八十日なれば御審議ができていゝという意味ではもちろんないのでありまして、この通常国会においてすべし、この措置を終了すべきであると思ひます。まず講和條約効力百八十日の期間を置いておけば、幾ら長くなつた場合においても終了するであらう、こういう意味でございます。

○鑑治委員　百八十日というの半年であります。半年という長い期間を要求せられますお氣持は十分わかりました。が、私ここであまり具体的に言いたくないのですが、先ほどの説明から行きますと、講和條約が効力を発生した後に於いてわれ／＼がここで法律を審

議いたしますと、講和條約の効力が発生せぬ前に審議いたしますことは、われ／＼にとつては大きな差異があります。そうしますと、やはり今の御説明から言ふならば、講和條約の効力発生後、日本の国会が独自の権限を持つてこれを審議できるようにした。そのときから審議する。そのかわり、もし遅れちやいかぬから百八十日という期限をとつたというならばわかるのですが、今すぐ出すのだ、それにもかゝらず講和條約の効力発生した後百八十日あるかもしれないと、ちよつと合はぬように思ひますが、その点いかがでしょうか。

○大橋國務大臣　私どもは、講和條約が発効前にあつても、できるだけ準備を進めまして、講和條約と同時に、あるいは講和條約後できるだけ早く切りかへが実行できるようにいたすことがよろしかろうと考へております。

○鑑治委員　一応これでいいです。

○依願委員長　次に、世耕委員より法務総裁に対し汚職事件について質疑の通告がありますので、この際これを許します。世耕君。

○世耕委員　近ごろ新聞、ラジオ等で盛んに汚職事件が取り上げられて、その肅正を国民の名において要求されておるやうであります。この点に關して法務総裁はどういうふうにお考へておられるか、まずその点を伺つておきます。

○大橋國務大臣　公務員が職務を執行するにあたりまして、その職務に關連して犯罪を犯す、これにつきましては、もとよりその官吏について監督の責任ある各省においてしつかり御監督をいたいただくことが、何よりも大切であると考へております。法務府といたしまして、これらの犯罪が発覚いたしました場合には、これを徹底的に糾弾をいたしまして、將來のために戒めるといふことが必要であらう、こう考へまして、嚴重措置するやうな方針をとつておる次第であります。

○世耕委員　法務府としては、そういうような不正事件の発生しないやうに、防止なさることに積極的努力を払われておられるか、発生したものを摘発することに努力されているか、そのいづれを主として選んでおられるかを承つておきたい。

○大橋國務大臣　法務府といたしまして、むろん内部のことにつきましては、さやうなことの発生を防止することに努めるのは當然でございます。しかし他省のことにつきましてこれを防止するということとは、それ／＼の省の直接の御責任でございますから、それに期待をいたしておる次第であります。さしあたりは、発生いたしました際の摘発ということ、法規の命ずるところによつてやつて参つておるわけでございます。もとよりこれらの事件の取調べにあたりまして、監督者に対し、あるいは將來の犯罪を防止するために役立ち得るやうな事柄を得ました場合にはおきましては、これを広く各省に對しあるいは一般社会に對して公にする方法によりまして、將來の事犯を防止するやうなことは、これは立場上當然であると思へておる次第であります。

○世耕委員　網紀肅正に關して、法務総裁は閣議で何か御発言になりましたか。その点はいかがですか。

○大橋國務大臣　閣議の内容は申し上げるわけに参りません。

○世耕委員　閣議のこまかい内容にまで立ち入つてお聞きしようとは思ひませんが、網紀肅正が世論ごう／＼たるときに、その一端をになつておられる法務総裁は、必ずやその点について御発言があつてしかるべきで、この点の發言の有無を私がお尋ねすることは必ずしも意地の悪い質問ではないと思ひます。當然のことじやないかと思ひます。御発言がなければいけないでございましょうか。その点はいかがでございますか。

私は閣議の内容をここで漏れせといふほどやばなことをお尋ねするのではありません。おそれく總理なりあなたが發言しなければ、ほかからそういう問題が出て来るはずはないと思ひます。なぜならば、事犯の真相をつかんでゐるのにはあなたの部下であり、あなたの周囲であります。あなた御自身が一番この社会の裏面を御承知でなくちやならぬはずである。もし汚職事件が盛んに論議されているものとするならば、あなた自身が閣議で御発言になるのが當然であると思ひます。この点について、いや、閣議のことは一切言ひぬといふならば私はあらためて聞かうとは思ひませんが、これ／＼のことはあなた自身の御性格から見て私は當然発言があつたであらうと思ひます。あなたから尋ねるのであります。いかがでございますか。

○大橋國務大臣　網紀肅正のことにつきましては、前回の国会におきましても、總理大臣その他よりたび／＼御説明を申し上げたやうな次第でございまして、閣議におきまして、むろん各閣僚ともこの問題について眞剣な論議

○世耕委員 それ以上お尋ねすることは避けます。

次に、問題を簡単に片づける意味においてお尋ねいたしますが、最近金融関係でいろいろの問題が出ております。汚職事件と申しますが、おそろしくな事件が出ておりますが、かおそろしくな法務総裁は御承知であろうと思う。新聞の記事を見ますと、朝日新聞一読売新聞にも出ておりますが、金融金庫の不正貸付で業務部長が検事局送りをされておる。これは一部を物語るものであつて、相当深刻なものがあるであらうと私たちは想像するのであります。

この点について内容を私はお尋ねしようとは思わないのでありますが、最近金融が非常に枯渇して、衆へんとか何へんとか倒産するものが相当数多いということをや言っております。その半面はどうかという、不正貸付というところが問題になつておる。その不正貸付の半面に汚職事件がつきものである。こういう点について法務総裁自身が目を光らせておられるかどうか。

もう一点、これは結論はききようは申しませんが、卑近な例を一つ申し上げます。国民生活に非常に重大な問題があるから申し上げますが、最近開券銀行ができました。そうして復金が開券銀行にその整理を引継ぐような業務状況であることは、御承知であると思います。その間において第一次償却、第二次償却ということで、償却という言葉で借金整理をしておるようであります。不正貸付が何件あつたかということは、きよう私は申し上げることを差控えておきましよう。しかしながら議

会として黙過できないような実情が、相当深刻に伏在しているということだけは、私この機会に申し上げておきます。その償却される内容たるや、利子

も扱わず、もちろん元金も扱わず、工場等に貸し付けられたものに対しては、保険料すら扱わないがために、やむを得ず復金が保険金まで払つてその損失を保つていけるというふうな状態を維持しているから結局、通俗の言葉で申しますと、借金の踏倒しです。その借金の踏倒しや取立ての不可能のために棒引きにして、そうして跡片づけをして開業銀行に引継ぎをしているということが、われ／＼の耳の中へ入つて来ておる。どうやらうわさじやなさをう

です。私はそれ／＼の關係筋にその資料を要求したところが、躊躇して出しづつてゐることから見て、もおよそわかる、最近いろ／＼な事件が、新聞等にも出ておりますけれども、多くは二万円や三万円、多いところで十万円ぐらい收賄したくらの下級の官吏をつかまえてぶち込んでおる。そんなことは問題ではない、もつとなぜ大物をつかまえぬか、もつと懸賞をなぜつか

まあぬかということを私は言いたい。私はこの復金整理を通じて——金關閣係であるから、あまり詳しいことを申し上げることは差控えたい、莫大な数額を国家がその負債を背負わなくちやならぬ、かくてそれが国民の血税となつて現われて来ることは、少しでも政治をわきまえる者は、すぐびんと来るのであります。かくのごときことを黙過しておいたとすれば、文部大臣はしきりに倫理綱領を掲げて、もつて道德の頌頌を回復することに努力されておるようだが、そんなことは問題でな

い。むしろかような問題から国民の思想が險惡になりつつあるということ
を、私は指摘しておきたい。業務部長
送検、しかもこの關係に對しては数百

名がすでに取調べられておられるようでありました。私は今申し上げたように、犯罪の急所をついていただきました。今日の金で二万や三万や十万くらいのは、それとさある意味においては、はした金、むしろ数億、あるいは数十億の金をば私して、そうして国家に大きな損害をかけた者が見のがされておるのであります。これは賢明なる法務総裁が、私は正しい法の命令のもとに活動してこそ、善政がしかれるのじやないかということを申し上げた

い。最近の中小商工業者の税金の取立ての状況を見ますと、あの微力なる納税者が満足に納税しないからといって、家の中で一番大切なラジオのセツトすら、しまいいには取上げられるというような、みじめなる徴收方法をしておる一面において、かくのごときふしたらな、国家に大きな損害を與えるような者が、白晝堂々と横行しておるといふ、かくのごときことを見のがした

んでは、私は日本の戦後の道徳は、確立できないものだ考えるのであります。この点に対して、法務総裁は、どういってお考えをお持ちになつておられるか、われ／＼とともに憂慮されておるはずであろうと私は思うのであります。御所感をこの機会に伺へば――私は今日は結論を伺うことは差控えます。ただお尋ねするだけであります。もし詳しいことをなお説明しろというなら、後刻詳細なる資料を提示して、その処理方法についてあらためてお尋ねいたしますが、本日は、ただ法務総裁

の氣持だけ承つておきます。

○大橋國務大臣 金融界におきましても種々忌わしき事件があることは事実でございますして、檢察當局としてその

摘発をいたしておるような実情でございます。御指摘の金融公庫等の事件も目下取調べ中でございます。すでに一部は起訴しておるというような状態でございます。で、思うところのような事柄ということとは、これはひとや金融公庫のみにあつて、他の金融機関には絶無であるといふうには言えないのではないかと考えられるわけでございます。金融機関につきましてはすでに法律によりまして、その職責の厳正なる執行を担保するために公務員に準じた

取扱ひをいたすことになつておる次第でございますから、今後におきましても他の機関につきましても、同種の事件があれば当然同種の嚴重な措置をいたさなければならぬものと、かように考へておる次第でございます。

なおこれらの金融關係の事件の處理において比較的小さなものが摘発されるが、大きなものが出て来ていないのではありませんかという御不審もあるよ

うでございしますが、元々金融公庫の事件というのは、これは取扱いの仕事の性質上大なる金額を取扱つておりませんから、当然今回のごときものも、金額的にはそう大きな事件にはなつておらないというわけでございます。他の金融機関につきましては、必ずしも金融公庫のごとき程度のものでない相当大きなものも調査すればいいとも限らないのであります。もちろんさような場合におきましては、調査の結果により嚴重な処置をとるべきものは、当然そういたさなければならぬものと考え

るのであります。

なお復金の問題につきまして開発銀行に引継ぎに際して、かつての不当の貸付の跡始末として償却が行われてお

というお話を承つた次第でございますが、これらの不当貸付にあたりまして、はたして不当貸付というものがあ
り、それに関連して何らかの汚職的な
事実があるということが、明らかとな
り、あるいは十分さような疑いを抱か
しめるような容疑があります際におき
ましては、当然檢察庁を奮勵いたしま
して、調査、取調べを進めまして、そ
れぞれ法による処置を嚴重にいたすべ
きものである、かように考えておる次
第であります。

○世耕委員　もう一点伺つておきますが、今の不当貸付の問題ですが、利子も払わぬ、元金はもちろんのこと、担保もなくなのは、ないということがはつきりしておれば、これは不当貸付というよりしかたがない。その件数が何件あるかということは、私この機会に言うことは差控えますしやう。私はただいいかげんに法務総裁にこのことを申し上げるのじやない。ぜひあなたの耳

に入れておいていただかなければならぬようなことがあるから、お尋ねするのですから、その点お含みおき願いたい。なお伺いたいのは、この問題になつた東京温泉の問題は、国際問題まで引起して、外務省の事務次官の井口君がそれの衝にあつて、いろ／＼弁明とか改革をやつておるといふ話なんです。が、これなんか今日の日本の時局から考えて、国民生活の上から考えて、国際関係から考えて、はなはだ輕率な金融だつたと思ひます。その金融關係の裏面は御承知でございますよう

か。法務総裁はおそらく承知してありますとおつしやらないだろうと思ひますので、知つておるかというところをお尋ねするのはやばかもしれない。どうぞこういうことも法務総裁の手できれいに片付けていただきたい。これが私の望みなんです。ほろを出るのではなくて、ほろをきれいに洗つて、すんなりとした形にもどしてもらいたいというのが私の希望なのであります。御承知の通り、これは外国新聞にも出ております。しかもどこからどういふ金で、どの人の名前で、どういふからくりで出ておるかというところは、私のようなしろうとでもわかつておるのであるから、専門の法務総裁が御存じないとは言ひません。私は突き詰めて今結論を伺おうとは思ひませんが、国民はわれ／＼の端に至るまでいかに深い関心をこらう問題に持つておるかというところを十分認識して、国民を盲目にしてみたいというところを申し上げたいのであります。

なお最後にもう一点、予備隊の汚職事件であります。国民が信頼する予備隊で、しかも幹部らしい人物が次々に逮捕されておるといふことは、綱紀頗る廢きまりなしという言葉をもちて言われどもしかならなうと思ふ。再軍備は反対だといふことを吉田総理は言つておられる。軍隊がでなければ、せめても予備隊によつてわれ／＼の生命と財産と幸福を守つてもらいたく思つておるのに、その人たちがややこしい事件を起して次々に検察庁の手を借りなければならぬといふことは、国民は何によつて生活の安全を確保できるかという不安がここに出来て来る。この点に対してはぜひとも法務総裁か

ら眞の決意を伺つておきたい。これはよそのことではない。あなた御自身に關係のあることであるから、御説明を承つておきたいと思ひます。

○大橋國務大臣 予備隊の汚職事件につきましても、從來、平素より監督上不適當であるとして解任をいたして捕まされた者が、解任後になりまして逮捕されるという者があつたのでございす。最近におきまして、引続き支障なしと認めて在職せしめておきまする者のうちより、さういふ關係者を出したといふことは、これはまことに予備隊の性格から見ましても他の一般官庁以上に一段と申訳ないことであると考へます。この取調べの結果によりまして、それ／＼必要な措置をとりますると同時に、今後のこれらの事務のやり方につきましても一層監督を厳にいたしまして、再びあやまちなからしむることを期したいと思ひてゐる次第でございす。

○世耕委員 突然お尋ねしたのだから、私はこれ以上の質問をすることをお断りしたいと思います。同時にまたこの質問は、あるいは次の機会にあつたてお尋ねするかも知れませんが、一応そのことをお含みおきを願ひたい。予備隊の問題は、むしろ下級の者より上級に腐敗の空氣が多いといふことがもつぱらである。ならば予備隊の本来の使命を達成する上において、国民の信頼をつなぎ得るような人事をぜひ決行なさることを希望いたします。○鐵冶委員 もう一つ……存続に關する措置といふことが書いてあります。これは具体的にどういふことでおやりになるかお聞きたいと思ひます。

○林政府委員 ただいまのところでは、先ほど御説明申し上げましたけれども、各省各府別にボツダム命令の措置に關する法律を添付いたしまして御提案を申し上げて御審議を願う予定でございす。その中にそのまゝ存続いたさせますもの、あるいは一部改正の上存続いたさせますものにつきましましては、その政令をはつきりそこに明示いたしまして、これは今後法律として効力を有するのだといふことを規定いたす予定でございす。

○鐵冶委員 改正のものなら元の條文があつて、その上で改正するものがあるのですが、存続でもみんな條文全部を出してやられるのですか、それともどういふことでやられるのですか。

○林政府委員 改正のものにつきましましては、その改正点を、たとへて申し上げますと、何々令の一部を次のように改正する、第何條中何々を何々に改める、かういふものが出て參るわけでございす。それから改正をしないもので、そのまゝの形で存続いたさせますものにつきましましては、何々令は法律として効力を有するといふことにいたす予定でございす。政令の名前をあげるつもりでございす。

○鐵冶委員 たとへば總理府では六つある。六つを一ぺんに標題だけ書いたもので、このまゝ存続するといふようにお出しになるのですか。

○林政府委員 總理府關係をいたしましては、ただいま表をお配りしてございす。本府關係では、そのまゝ存続のものが三件と廢止のものが二件といふことに予定しておりますが、このうちで存続するものにつきましましては、左の命令は平和條約発効後法律とし

ての効力を有すると思ひまして、何とか令／＼といふことで、三つを掲げるようなことにいたそうとしてゐる次第であります。

○鐵冶委員 もちろんそうして、あとは命令を見ればわかるということになりましようが、これは置いたらどうだといふことを国会に聞くのだという頭でおられるならば、私は命令の内容をそのまゝにして、かういふ法律をこれから置く、かう出すのがほんとうではないかと思ひます。ただどうも表題だけ出して、調べるのはお前ら調べいでは、少々親切味を欠くように思ひますが、その点いかがですか。

○佐藤(達)政府委員 前の会期でありましたか、鐵冶委員との質疑應答のありました際には、実は件名を並べて法律案に書き上げるつもりはございせん、一括して効力を有するといふことでやりたいと思ひます。私どもは理論上それでちつとも間違ひはないと思ひますが、皆さんといひますか、特に鐵冶委員のい／＼のお説を承りまして、なるほどとなすところがあつて、今のようにはつきりと件名だけは掲げて明瞭にして行かうといふふうに一大改善を遂げてこの御提案をしたのであります。これを一々第一條から第何條までと書きおろしにして法律案を出せとおつしやいまして、これは事務的に、たいへん哀れなことを申し上げまされども、なか／＼困難であります。

○佐藤委員 本日はこの程度にいたし、次回は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散會いたします
午後二時三十一分散會

昭和二十六年十二月十九日印刷

昭和二十六年十二月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁